

## 地方創生港整備推進交付金交付要綱

令和3年4月1日  
2水港第2703号  
国港総第730号  
(最終改正) 令和6年4月1日  
5水港第2496号  
国港総第769号

農林水産事務次官  
国土交通事務次官

### 第1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第5条第4項第1号ロ（3）に規定する事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官、4農振第2457号農林水産事務次官、国総政第31号国土交通事務次官及び環循適発第2301251号環境事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号。以下「港湾交付規則」という。）、その他法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 交付金の交付対象

#### 1 交付対象事業

交付金を充てることができる交付対象事業は、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に記載されている令第3条第3項で定める施設（以下「対象施設」という。）を整備する事業であり、別表1に掲げる要件に該当する事業とする。

#### 2 事業主体

交付対象事業の事業主体は、国から交付された交付金により交付対象事業を実施する法第8条第1項の認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表1のとおりとする。

### 3 交付金の交付先

交付金の交付先は、認定地方公共団体とする。

### 第3 交付の事務の区分

交付金に係る交付の事務は、別表1に掲げる区分のうち第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設に係るものは農林水産大臣、重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設に係るものは国土交通大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第6の3に基づき、交付された交付金が当初予定していた施設以外の別表1に定める区分の施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合は、別表1に定める区分にかかわらず、交付決定を行った大臣が交付の事務を行うものとする。

### 第4 交付金の交付期間

交付金を交付することができる期間は、認定地域再生計画に基づき対象施設の整備を開始する年度から起算して、原則5年以内とする。

### 第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費

B 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごと別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

### 第6 単年度交付額

#### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定める。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C 認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額  
進捗率 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

## 2 事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）全てについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

## 3 交付金の他の施設への充当

事業主体は、当該年度の交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備（別表1に掲げる事業に限る。ただし、調査指導監督費は除く。）に要する経費として充てることができる。

## 第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う負担特例法施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引き上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6の1に規定する単年度交付額とあわせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条第1項に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

## 第8 調査指導監督費

別表1に掲げる区分のうち第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設に係る整備を市町村が実施する場合は、農林水産大臣は、都道府県に対し、工事費と別に調査指導監督費（都道府県が認定地方公共団体である市町村に対して行う調査及び指導監督の事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

## 第9 交付申請

- 1 適正化法第5条の規定に基づき、この要綱に定める交付金の交付を申請しようとする認定地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式に従って、所管大臣に交付申請書を提出するものとする。
- 2 当該申請書の提出は、所管大臣が指定した期日までに行われなければならない。

## 第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式に従って、所管大臣に交付決定変更申請書を提出するものとする。
- 2 適正化法第7条第1項第3号にいう軽微な変更は、別表2に掲げるものとする。

## 第11 申請の取下げ

適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合は、農林交付規則第4条の規定にかかわらず、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに所管大臣に提出するものとする。

## 第12 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付決定があった年度の12月末日現在の状況につき、その翌月の末日までに所管大臣に、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式の遂行状況報告書を提出するものとする。

## 第13 実績報告

- 1 適正化法第14条の規定による報告は、交付金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日までに所管大臣に、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式の実績報告書を提出するものとする。
- 2 交付金の金額が前金払又は概算払により交付された場合における1の報告の期日は、1の規定にかかわらず、交付金の交付決定があった年度の翌年度の6月10日までとする。
- 3 所管大臣が1及び2の規定によらず別の日を提出時期として指定したときはその日とする。

## 第14 財産の処分

適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき、農林水産大臣の定める財産は、一件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

## 第15 交付金の経理

事業主体及び第8の調査指導監督費の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、認定地域再生計画の交付期間終了後5年間保存しなければならない。

## 第16 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 港整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け17水港第641号農林水産事務次官及び国港管第53号国土交通事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金についても、第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則(令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官及び国港総第730号国土交通事務次官通知)

- 1 この通知は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第72号）等の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。
- 2 港整備交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28水港第47号農林水産事務次官及び国港総第5号国土交通事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、令和2年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の地域再生（平成17年法律第24号）法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金については、要綱第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則(令和4年6月17日付け4水港第676号農林水産事務次官及び国港総第188号国土交通事務次官依命通知)

この通知は、令和4年6月17日から施行する。

附 則(令和5年3月30日付け4水港第2496号農林水産事務次官及び国港総第702号国土交通事務次官依命通知)

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日付け5水港第2475号農林水産事務次官及び国港総第769号国土交通事務次官依命通知)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和5年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表1 (交付金の交付対象)

区分	事業主体	要件	国の負担割合
重要港湾 (特定有人国境離島地域に位置するものに限る)の港湾施設の整備に係る経費	都道府県 市町村 一部事務組合 港務局	<p>1. 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項に定める特定有人国境離島地域に位置する港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に定める重要港湾において、以下の①から④に掲げる港湾施設の建設又は改良に要する経費。ただし、水深7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良に要する経費を除く。</p> <p>①港湾法第2条第5項第1号に規定する水域施設 ②港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設 ③港湾法第2条第5項第3号に規定する係留施設 ④港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設</p> <p>2. 離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された地区をいう。以下同じ。)において、駐車のために供する交通機能用地の整備に要する経費</p> <p>3. 前2項で規定されている施設以外の整備に要する経費で、以下の①から②に掲げるもの。</p> <p>①港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良に要する経費 ②港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知)第5補助対象範囲の14港湾施設改良費補助・港湾施設改良費統合補助</p>	<p>1. 水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については6/10以内</p> <p>2. 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内(用地については1/3以内)</p> <p>3. 1から2までに規定されている以外の工事については5/10以内</p>
地方港湾の港湾施設の整備に係る経費	都道府県 市町村 一部事務組合 港務局	<p>1. 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に定める地方港湾において、港湾法第43条第1項第3号から第5号に定める水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は海洋性廃棄物処理施設の整備に要する経費</p> <p>2. 離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された地区をいう。以下同じ。)において、駐車のために供する交通機能用地の整備に要する経費</p> <p>3. 前2項で規定されている施設以外の整備に要す</p>	<p>1. 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については4/10以内(離島においては、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の</p>

る経費で、港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知)第5補助対象範囲の14港湾施設改良費補助・港湾施設改良費統合補助

建設又は改良の工事については6/10以内)

2. 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内
3. 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の工事については1/3以内
4. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)(以下「日本海溝・千島海溝地震特別措置法」という。)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3
5. 1から3までに規定されている以外の工事については1/3以内(離島においては5/10以内)

<p>第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に係る経費</p>	<p>都道府県 市町村</p>	<p>1. 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第5条に定める第一種漁港及び第二種漁港において、都道府県が行う同法第3条第1項第1号及び第2号に定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁港浄化施設、廃油処理施設又は漁港環境整備施設の整備に要する経費</p> <p>2. 漁港及び漁場の整備等に関する法律第5条に定める第一種漁港及び第二種漁港において、市町村が行う同法第3条第1項第1号及び第2号に定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁港浄化施設、廃油処理施設又は漁港環境整備施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費</p>	<p>1. 1/2以内 ただし、離島においては、外郭施設又は水域施設の整備に要する経費については8/10以内、係留施設の整備に要する経費については6/10以内、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備に要する経費については5.5/10以内</p> <p>2. 南海トラフ地震特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路（以下「避難経路」という。）の整備に要する経費又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難経路若しくは津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に要する経費については2/3以内</p>
<p>調査指導監督費</p>		<p>市町村が行う第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>

別表2 (軽微な変更)

事業の内容の変更	
1	第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更
2	第6の3の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更